

ロシアにおけるトランスジェンダーをめぐる課題と現状

—ウクライナおよびベラルーシとの比較法的検討から—

安野 直 柴田 賢

Issues and Current Status of Transgender People in Russia:

A Comparative Analysis of Ukrainian and Belarusian Law

YASUNO, Sunao SHIBATA, Ken

キーワード：ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、トランスジェンダー、性別変更禁止法

Keywords: Russia, Belarus, Ukraine, Transgender, Law banning gender changes

1、はじめに

本稿では、現代ロシアにおけるトランスジェンダーをめぐる現状と課題について検討する¹。欧米圏では 1990 年代後半以降、ジェイ・プロサーやスーザン・ストライカーらによって「トランスジェンダー・スタディーズ」と総称される研究がなされてきた²。また、トランスジェンダーをめぐる社会的課題に関する研究は、近年では日本においても活発におこなわれつつある³。一方、トランスジェンダー・スタディーズを含めたセクシュアリティ研究やクィア研究の領域において、その西欧中心的視座にもとづく均質性への批判と各地域の特性を考慮にいたした研究の必要性が、「クィア・グローバリゼーション」の視角から、つとに指摘されてきた⁴。ロシアに関しては、西欧ではローリー・エッジ⁵、ロシア本国ではイーゴリ・コン⁶などが先鞭をつけ、その性の多様性をめぐる諸相が次第に明らかになりつつある。

こうした研究の流れを汲みつつ、以前に拙著ではロシアにおけるセクシュアル・マイノリティをめぐる動きを「寛容」と「抑圧」とのあいだを、振り子のように行きつ戻りつする往還の運動⁷と位置づけ、一応の結論とした。しかしこれは、おもに男性同性愛を中心にすえた見方であり、トランスジェンダーに関する研究は、ロシアを対象としたセクシュアル・マイノリティ研究の中でも、いわば

¹ 本稿では、1 節と 2 節を安野が、3 節と 4 節を柴田が担当し、5 節は共同で執筆した。なお、安野担当箇所は EES/UBRJ 実社会共創研究セミナー「ロシアにおけるトランスジェンダーと現代社会」(2024 年 3 月 20 日)における口頭発表の内容を一部含んでいる。また、特に指示がない限り、[] 内補足や傍点は引用者によるものである。

² Jay Prosser, *Second Skins: The Body Narratives of Transsexuality* (New York: Columbia University Press, 1998); Susan Stryker, *Transgender History* (New York: Seal Press, 2008).

³ たとえば、以下：石井由香理『トランスジェンダーと現代社会：多様化する性とあいまいな自己像をもつ人たちの生活世界』明石書店、2018 年；神名龍子『トランスジェンダーの原理：社会と共に「自分」を生きるために』ポット出版プラス、2022 年；周司あきら、高井ゆと里『トランスジェンダー入門』集英社、2023 年。

⁴ Arnaldo Cruz-Malavé, Martin F. Manalansan, *Queer Globalizations: Citizenship and the Afterlife of Colonialism* (New York: New York University Press, 2002).

⁵ Laurie Essig, *Queer in Russia: A Story of Sex, Self, and the Other* (Durham: Duke University Press, 1999).

⁶ Кон И. Лунный свет на заре: лики и маски однополый любви. М., 1998.

⁷ 安野直『ロシアの「LGBT」：性的少数者の過去と現在』群像社、2019 年、7 頁。

「死角」となっていた⁸。実際に、「トランスジェンダーは「主題」としてポスト・ソヴィエトの公的空間ではめったに取り上げられず、社会問題として登場するのはさらに稀なことである⁹と指摘されている。というのは、歴史的にロシアで法的処罰の対象となったのが主に男性同性愛（正確には男色行為）に限られ、女性同士の性愛や異性装、性別越境が直接の処罰対象にならなかったからである。このような背景から、ロシアのセクシュアル・マイノリティに関する研究も、男性同性愛に偏る傾向がみられる。しかしながら、近年次第にロシア国内のトランスジェンダーの実体把握に関する調査も実施されつつあり、ロシアにおいては——多くの国では一般に、MTF（トランス女性）の方が FTM（トランス男性）より多い傾向がみられる中¹⁰——MTF と FTM の割合がおよそ 2:3 であり、FTM の方が数の上では多いという特徴¹¹がみられる¹²。

ここで議論をすすめるにあたり、「トランスジェンダー」ということばについて補足しておきたい。「トランスジェンダー」という用語それ自体が出現したのは、ジョン・F. オリーヴンの著作であるとされているが¹³、現在のように性別を越境する人々を指す語として理解されるようになったのは、レスリー・ファインバーグの『トランスジェンダーの解放——運動の 때가来た *Transgender Liberation: A Movement Whose Time Has Come*』の出版を契機とした 1992 年以降のことであり¹⁴、90 年代を通して人口に膾炙していった。ロシアでは、おおむね 2000 年代前後から「トランスジェンダー трансгендер」という言葉が用いられ始めたが、医療的場面では「トランスセクシュアリズム транссексуализм」、異性装や広く性別越境をあらわす場合は「トラヴェステイ травести」が使用される場合が多い。

以上のことを前提とし、本稿ではまずロシアにおけるトランスジェンダー排除の言説の諸相を概観する（第 2 節）。その上で、ロシア（第 3 節）およびベラルーシ、ウクライナ（第 4 節）のトランスジェンダーの法的課題について論じる。というのも、ゲイル・サラモンが指摘しているように、個人の性別を決定する上で、外性器の形状以上に、髪型や歩き方、服装といった要素が重要な役割を果たすにもかかわらず、多くの場合において外性器の形状にしたがって、公的書類の性別欄が決定されるからである¹⁵。すなわち性別とは、法によって管理される点において官僚政治的な「書類業務」¹⁶なのである。それゆえ、性別の取り扱いに関する法律について検討することは、トランスジェンダーの社会的課題を検討する上でも欠かすことができないものである。

⁸ ロシアおよびソ連における女性史・ジェンダー史研究をレビューした畠山禎の論攷でも、トランスジェンダーについては言及されていない：畠山禎「ソ連邦解体後 30 年の到達点：ロシア帝国・ソ連ジェンダー史の研究動向」『ジェンダー史学』第 19 巻、2023 年、75-85 頁。

⁹ Перуай А. Трансгендер по-русски: о проблемах создания своего политического означющего // Возможен ли «квир» по-русски?: ЛГБТК исследования / Под ред. В. Созаева. СПб., 2010. С. 43.

¹⁰ 大島義孝、佐藤俊樹「性同一性障害／性別違和の存在率 (prevalence)」『医学のあゆみ』第 256 号、2016 年。なお、日本も MTF の方が多い傾向にある。

¹¹ 数の上で、MtF（トランス女性）の方が多く要因は明確にはわかっていない。しかしながら、第 2 節で述べるように性的指向と性同一性はロシアでは現代においても混同されることがあり、トランス女性と男性同性者とは——誤った認識ながら——同一視される場合がある。さらにロシアは男性同性愛への偏見が根強いことに鑑みれば、トランス女性がみずからの性のあり方を公表しづらいゆえ、数の上で少数となっていると考えられる。

¹² Nadezhda V Solovieva, Ekaterina V Makarova, Svetlana A Kremenitskaya, "Transgender Population in the Russian Federation: Diversity and Trends," *European Journal of Translational Myology*, 33(2023); Соловьева Н. Кременицкая С., Макарова Е. Клинические и социально-демографические факторы, влияющие на социальную адаптацию лиц с гендерным несоответствием // Медицинский вестник Юга России. Т. 13. № 3. 2022; Ушкова И., Куреев Е. Трансгендерность в современном российском обществе // Мониторинг общественного мнения: Экономические и социальные перемены. № 2. 2017.

¹³ スーザン・ストライカー（山田秀頌訳）「トランスジェンダー」の旅路『ジェンダー研究』第 23 号、2020 年、9 頁。

¹⁴ Susan Stryker, "(De)Subjugated Knowledges: An Introduction to Transgender Studies," in Susan Stryker, Stephen Whittle, eds., *The Transgender Studies Reader* (New York: Routledge, 2006), p. 4.

¹⁵ ゲイル・サラモン（藤高和輝訳）『身体を引き受ける：トランスジェンダーと物質性のレトリック』以文社、2019 年。なお、こうした性別の特徴については以下拙稿で言及した：安野直「書評と紹介 ポリス・グロイス著、河村彩訳『ケアの哲学』（人文書院 2023 年）」『ロシア文化研究』第 31 号、2024 年、125-129 頁。

¹⁶ サラモン『身体を引き受ける』、292 頁。

2、ロシアのトランスジェンダーをめぐる排除

本節では、ロシアでトランスジェンダーの排除がいかなる形でおこなわれているのかを素描したい。エフゲニー・シュトールンは、ディスコース分析の手法を用いて、ドメスティック・バイオレンスによって殺害された、あるトランスジェンダー女性をめぐる報道のなされ方を論じ¹⁷、彼女が「国家による暴力、社会的暴力、警察による暴力、家庭内暴力、メディアによる暴力」¹⁸に晒されていたことを明らかにした。無論、こうした暴力の複合的なあり方は、この事例のみに当てはまるものではなく、ロシアに生きる多くのトランスジェンダーに関わるものであり、国家や社会、メディアなど複合的要因によって彼ら／彼女らが脆弱な存在へと貶められている。

しかしながら、ロシア政府や社会が「トランスジェンダー」という個別のカテゴリーを明確な排除の対象とし始めたのは、ごく近年のことであるように思われる。というのも、現代では一般に SOGI として認知されている「性的指向」と「性同一性」がロシアでは明確に区別されていなかったゆえ、トランスジェンダーは同性愛と混同され、その存在が明確に認知されているとは必ずしも言えなかったからだ。ヤナ・キレイ＝シティコヴァは、「トランスの権利は公衆の指示を得られないという背景の中で、当局はトランスの問題が彼らの権力を脅かす潜勢力を十分有しているとは一般に認知していないゆえ、トランスの活動家は政府による迫害の明確な標的になることは、全くないとは言わないまでも、稀であった」¹⁹と指摘している。すなわち、トランスジェンダーの権利擁護を求める、当事者を含めたアクティビストは、その社会的影響力の小ささゆえに、——男性同性愛と比して——明確な排除の対象となることは少なかった。

ところが近年、「トランスジェンダー」を明確なひとつのカテゴリーとして認識した上で、攻撃する言説が増加しつつある。その象徴的な例が、2022 年 9 月 30 日にウクライナ 4 州の併合した宣言した際のロシア大統領ウラジーミル・プーチンによる演説である。

ロシアでは、父と母に代わって、「親 1 号」「親 2 号」「親 3 号」にしてしまいたいのか？完全に狂ってしまったのか。小学校の低学年うちから、劣化や絶滅につながる倒錯が子どもたちに押し付けられることを本当に望んでいるか。あたかも男と女以外に性別があると吹き込み、性転換手術 [операция по смене пола] を受けることを勧めるのか？これが私たちの国や子どもたちのために望むことなのでしょうか。われわれにとって、これらすべては受け入れられるものではなく、われわれには違った、自分たちの未来があるのである。²⁰

ここでプーチンは、フランスの学校で用いられる文書において父や母の代わりに、「親 1 号」「親 2 号」という呼称が用いられるようになったことを念頭に置きつつ、そうした（プーチンの考えるとこ

¹⁷ 2016 年 2 月 1 日ロシア連邦領内のバシコルトスタン共和国の首都ウファ市で、インターネット上で有名であったトランスジェンダー女性のアンジェラ・リキナが、元妻のパートナーの男性によって自宅ガレージで刺殺された。

¹⁸ Evgeny Shtorn, "Domestic Violence and Murder of a Transgender Women in Russian Media (the Case of Anzhela Likina)," *Journal of Family Violence*, 2023.

¹⁹ Yana Kirey-Sitnikova, "Borrowing and Imitation in Post-Soviet Trans Activisms," in Zowie Davy, Ana Cristina Santos, Chiara Bertone, Ryan Thoreson and Saskia E. Wieringa eds., *The SAGE Handbook of Global Sexualities*, Vol. 2 (Los Angeles: SAGE reference, 2020), p. 775.

²⁰ Подписание договоров о принятии ДНР, ЛНР, Запорожской и Херсонской областей в состав России (<http://kremlin.ru/events/president/news/69465>) [2024 年 8 月 8 日閲覧] なお、演説内の「операция по смене пола」は、原文の意図を踏まえ「性転換手術」と訳出したが、現在では当事者の意志を尊重し、「性別適合手術」と呼ぶのが一般的である。

ろの) 西欧的なリベラル的価値観によって、ロシアが侵食されてしまうと主張する。このような「欧米」を仮想敵とした上で、同性愛や同性婚批判を批判するレトリックを用いてみずからを定位する姿勢は、「私は X にとって他者である」という形式をとってあらわれる「第二世界」の物語の言説²¹の典型例であろう。

さらに注目すべきは、プーチンが「あたかも男と女以外に性別があると吹き込み、性転換手術を受けることを勧めるのか」と述べ、トランスジェンダーを攻撃的としている点である。以前から、プーチン——およびロシア政府——のセクシュアル・マイノリティに対して差別や攻撃を繰り返していたが、その多くは、第 3 節に述べることになる「非伝統的性関係」という言葉によって男性同性愛者を標的としていた。だがこの演説では、「性転換手術」ということばに表わされているように、明確にトランスジェンダーも排除のターゲットとなっている。

しかし注意しなければならないのは、こうした攻撃はロシアのウクライナ侵攻を契機として突如なされたものではなく、実は 2020 年前後から、次第に差別的言説が増加しつつあったという点である。欧米や日本におけるトランスジェンダーをめぐる言論は、おもに女性スペースの利用可否が中心的な争点となっているように思われるが、ロシアの場合はより抽象的な概念へと還元される傾向にある。たとえば、ウラジーミル・マスロフは『ヘゲモニーとしての LGBT 運動』(2021) のなかで「性からの自由は、不健全な西洋哲学の構成物であって、それを打ち倒すためにも西洋哲学は用いられるべきであろう」²²と主張し、以下のように、フェミニズムと並んでトランスジェンダーの権利運動を批判している。

フェミニストやトランス運動は何を獲得しようとしているのか？

1. 家庭を含めた、すべての子どもに対してのジェンダーレス教育
2. いつでもどこでもできるトランスセクシュアリズムの自由なプロパガンダ
3. [性別] 移行に賛同していない両親のいる家庭から、トランスジェンダーの子どもを引き離す仕組みの構築 [...] ²³

すなわち、先にみたプーチン大統領によるトランスジェンダー批判同様、ここにもトランスジェンダーを西欧的なものとし、それがロシアの家庭を破壊してしまう、という「物語」を読み取ることができよう。すなわち、ロシアの場合は西側の価値との対立というイデオロギー的側面からトランスジェンダーを批判する傾向があると考えられる。

したがって、ロシアのトランスジェンダーへの批判を含めた反ジェンダー運動は、「(概念上の) 西欧なるもの」の存在抜きには成立しえず、むしろそうした西欧という他者に依存している²⁴。このことに関連して、マルレーヌ・ラリュエルは、少数派の権利や多文化主義の否定をリベラリズムにたいする反動、すなわちポスト・リベラリズムとして捉えている。

筆者は反リベラリズムを、政治 [...], 経済 [...], 文化 (多文化主義と少数派の権利の否定、誰

²¹ 乗松亨平『ロシアあるいは対立の亡霊：「第二世界」のポストモダン』講談社、2015 年。

²² Маслов В. ЛГБТ-движение как гегемония. М. 2021. С. 319.

²³ Там же. С. 319.

²⁴ この点については、乗松も「こうしてロシアのポストモダンは、「私は X にとって他者である」という物語を、X と「私」——「第一世界」と「第二世界」が、じつは通じあっているという事態によって脅かす」と指摘している (乗松『ロシアあるいは対立の亡霊』、32 頁)。

がその民族・国家に含まれ、何が民族・国家の真の文化的特徴であるべきかについての本質主義的定義) の分野で主権を訴えることで、サイレント・マジョリティといわれる人々の権利を再び主張する、新しい、ポスト・リベラルの政治的パラダムと定義する。この現象は、リベラリズムを経験した国に限って起こっており、また、生じた時期も限定的である。²⁵

すなわち、現在のロシアのマイノリティへの抑圧は、ロシア固有の現象（ラリュエルの言葉を借りれば「ロシア例外論や逸脱とされるものの産物」²⁶）ではなく、むしろ西欧全体に広がるリベラリズムの潮流への揺り戻しとして生じたものである。それゆえ、ロシアの反リベラリズムは「西側全体に広がる構造的動向に起源を持つもの」²⁷である。

以上のように、ロシアの反トランスジェンダー的な言説は、主に西欧という他者に対する立場を示すイデオロギーとして展開されている。ヨーロッパや日本では、トランスジェンダーにたいする排除が、おもに公衆浴場やスパ、トイレなどの場での利用可否をめぐる論争といった日常生活におけるミクロな水準で生じているのに対し、ロシアではよりマクロな視点から、他の性的マイノリティと同様に、トランスジェンダーもまた西欧的リベラリズムの象徴として捉えられており、ロシアの伝統に対する「仮想敵」として位置づけられている。

3、現代ロシアにおけるトランスジェンダーに関する法的問題

ソ連崩壊後のロシアでは、性別変更について規定した法律が存在し、実際にトランスジェンダー当事者が法律に基づいて性別を変更することも行われてきた。もっとも、性別の変更をめぐる法規範は、短期間のうちに繰り返し改正され、制度は流動的であった。2023 年にはいわゆる「性別変更禁止法」が制定され、原則としてトランスジェンダーの性別変更は不可能になった。

本節では、ソ連崩壊後の 90 年代から現在に至るまでの性別変更に関する実定法の規定を概観し、「性別変更禁止法」が制定されるまでに実定法上どのような動きがあったのか、確認しておきたい。

3-1. ロシアにおける法律上の性別変更

ロシアにおけるトランスジェンダー当事者の性別変更は、医学的な意味での性別変更と、それを経た法的な地位の変更という二段階からなる。ロシアでは、出生、結婚、離婚、養子縁組、親子関係、氏名など民事上の身分事項については、身分事項登録機関（Органы записи актов гражданского состояния, ЗАГС。以下、「登録機関」という）が登録、管理を行っている。

したがって、ロシアのトランスジェンダー当事者が行う法的な意味での性別変更の問題は、登録機関の記録上の性別（男女の別）を変更できるか否か、という形で現れることになる。1997 年の身分事項に関する連邦法²⁸（以下、「身分法」という）は、性別変更について以下のように規定していた。

第 70 条 身分事項登録の訂正又は修正に関する身分事項登録機関の決定

身分事項登録の訂正又は修正に関する決定は、次の場合に身分事項登録機関が行う。

²⁵ マルレーヌ・ラリュエル（浜由樹子訳）『ファシズムとロシア』東京堂出版、2022 年、54-55 頁。

²⁶ 同上、59 頁。

²⁷ 同上、59 頁。

²⁸ Федеральный закон "Об актах гражданского состояния" от 15.11.1997 N 143-ФЗ

[…]

医療機関が発行した性別変更に関する定型の文書が提出された場合。

この条文では、「医療機関が発行した性別変更に関する定型の文書が提出された場合」(以下、「文書提出要件」という。)に、性別変更を理由とする身分事項登録の訂正又は修正を認めていた。しかし、具体的にどのような文書が提出された場合に文書提出要件を満たしているといえるのか、条文の文言からは判然としにくい。この点を含めて、ロシア法では性別変更の根拠、手続、規則、法的効果を定める規範を欠いており、多くの法的空白や矛盾を生じているため、改善の必要があると指摘されてきた²⁹。2013年の身分法改正において、文書提出要件は、以下のようなより詳細な規定に変更された³⁰。

医療分野における国家政策及び規範的・法的規制の策定・実施を担当する連邦行政機関が定めた書式並びに手続に従い、医療機関が発行した性別変更に関する文書が提出された場合。

2013年身分法では、性別変更に関する文書の書式や方式について、連邦行政当局が定めることとし、文書提出要件を満たす文書の詳細が明確化されたかのようにも思われる。しかし、実際には、2013年の身分法改正以後も、当分の間は性別変更に関する文書の具体的な発行手順について明文化されないままとなっていたようだ。その後、2017年10月23日付けロシア連邦保健省令850N号(以下、「保健省令850N号」という)「性別変更に関する文書の形式及び医療機関による発行手順の確定について」³¹によって、身分法70条における「文書」の形式及び発行方法が規定された。

保健省令850N号では、性別変更に関する文書の書式のひな形として、「性別変更に関する証明書」と題された文書の書式が添付されている。この証明書には、発行医療機関名、当事者の氏名、生年月日、住所が記載され、「彼(彼女)には___から___への性別の再割当てが生じ、[…]彼(彼女)は身分事項登録のしかるべき変更が必要である」旨が記載されている。

証明書の発行手順は、大要次のようなものである。証明書の発行は、精神科医、性科学医、心理士からなる医療委員会が行うこととなっている。性別の再割当てを望む当事者は、まず精神科医から「性別の再割当てを確認する紹介状」を取得する。この紹介状は、当該当事者が「性転換症(トランスセクシュアリズム)」であると診断される場合に発行されるもので、ICD(世界保健機関の定める疾病分類)上の診断コードも記載される。その後、当事者は医療機関に対し、身分証明書と医療記録が添付された紹介状を提出する。医療委員会は、書類の提出から30日以内に会議を行う。そして、医療委員会は、医療記録、病歴、検査結果から性別の再割当てについて評価し、証明書の発行または発行拒否のいずれかの判断を行う。もっとも、省令850N号においても、性別変更に係る証明書の具体的な発行要件が完全に具体化されたわけではなく、たとえば性別適合手術の要否などについては明文化されないままとなっていた。

ロシアにおける法律上の性別変更は、上記のように、具体的な要件について白紙に近い状態のまま、身分法70条を根拠として行われていた。理論上、身分法70条に基づく身分事項登録の変更に係る申

²⁹ *Аблятина Н.А., Тихомаева В.С.* Правовые последствия изменения пола в Российской Федерации: гражданско-правовой и семейно-правовой аспект // *Вопросы российского и международного права.* 2019. Т. 9. № 7А. С. 91-99.

³⁰ *Федеральный закон от 25 ноября 2013 г. N 317-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации и признании утратившими силу отдельных положений законодательных актов Российской Федерации по вопросам охраны здоровья граждан в Российской Федерации"*

³¹ *Приказ Министерства здравоохранения Российской Федерации от 23.10.2017 № 850н "Об утверждении формы и порядка выдачи медицинской организацией документа об изменении пола"*

請は、医師が発行した文書さえあれば性別適合手術を受けているか否かに関わらず可能であった。

一方、実務上は、性別適合手術を受けずに申請した場合、登録機関は身分事項登録の変更を原則として拒否していた。この場合、当事者は裁判所で訴訟を行うことによって、性別適合手術を受けずに身分事項登録の変更が認められるケースもあったが、認められないケースもあった³²。この判断では、精神科の診断のほか、ホルモン治療を受けているかもファクターとなる。精神科医による診断、ホルモン治療、性別適合手術いずれを受けていれば身分事項登録の変更が認められるのか、またどのような手術を受けていれば認められやすくなるのかは、行政、司法当局の個別具体的な判断に事実上委ねられており、ケースバイケースであったといえる。

3-2. 「性別変更禁止法」の制定

2013 年、ロシアではいわゆる「同性愛宣伝禁止法」が制定された³³。「同性愛宣伝禁止法」とは、行政義務違反法に「未成年者間における非伝統的性関係の宣伝」を禁止し、違反した者に行政罰を科すという 6.21 条を追加することを中心とした法改正のことである。この法改正は、「同性愛宣伝禁止法」とは通称されていたものの、トランスジェンダーに言及する一定の表現行為も、「非伝統的性関係」として行政義務違反法 6.21 条の適用対象となりうる。

また、2022 年の行政義務違反法改正では、6.21 条の「未成年者間における非伝統的性関係の宣伝」という文言は、「非伝統的な性関係、嗜好及び性別変更の宣伝」に変更された。これにより、未成年者に対する表現行為のみならず、成人に対するものも行政罰の対象となった。2022 年の改正では、「非伝統的な性関係」に続いて「性別の変更」が明記され、トランスジェンダーに関する表現が明確に対象とされたことに注目する必要がある。

上記のようにトランスジェンダーを含む LGBT に関する表現行為の規制が導入・強化されるなかで、2023 年 7 月 24 日施行の連邦法 386-FZ 号³⁴によって、性別変更に関わる複数の法律の条項が改正され、ロシアにおいて法律上の性別変更が不可能になった。これが、いわゆる「性別変更禁止法」の制定である（以下、連邦法 386-FZ 号全体を指して「性別変更禁止法」という）。

具体的にはまず、ロシア連邦における国民の保健に関する連邦法（以下、「保健法」という）に「性別変更の禁止」と題された以下のような条文が挿入された。この条文により、一部の例外を除き、原則として性別変更を目的とする医療的介入が禁止された（連邦法 386-FZ 号 3 条）。

第 45 条の 1 人の性別変更の禁止

第 1 項 人の他方の性の第一次性徴及び（又は）第二次性徴の形成を含む性別変更を目的とした医薬品の使用その他の医療的介入を行うことは、これを禁止する。

第 2 項 小児の生殖器の形成障害に関連する先天異常（奇形）及び遺伝性疾患、内分泌疾患の治療に係る医療介入が、権限を有する連邦行政機関の管轄下にある医療機関の医療委員会の決定によって許可を受けた場合、そのような医療介入は、性別変更に該当しない。かかる医療介入の結果

³² Проект правовой помощи трансгендерным людям«Изменение актовой записи о рождении трансгендерными людьми»[https://pravo-trans.eu/booklets_pdf/civil_acts.pdf] [2024 年 9 月 23 日閲覧]

³³ 「同性愛宣伝禁止法」については、本邦においても多くの先行研究が存在するため、詳細な記述は割愛する。先行研究としては以下のような文献が挙げられる：大江泰一郎「ロシアの同性愛宣伝禁止法：その表層と底流」『ユーラシア研究』51 号、2014 年；渋谷謙次郎「ロシアにおけるいわゆる「同性愛宣伝禁止法」をめぐる」『比較法研究』78 号、2016 年；安野直『ロシアの「LGBT」：性的少数者の過去と現在』群像社、2019 年。

³⁴ Федеральный закон от 24.07.2023 № 386-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации"

に基づき、医療委員会は、身分事項登録の変更に必要な特定の性別への性的特徴の適合に関する医学的判断を行う。権限を有する連邦行政機関の管轄下にある医療機関の一覧、決定及び医学的判断を発行するための形式並びに手続は、ロシア連邦政府によって定められる。

保健法 45 条の 1 によって、性別変更に係る「医療的介入」が禁止され、トランスジェンダー当事者がロシアにおいて医学的な意味での性別変更を行うことはできなくなった。「医療的介入」には例示列挙された医薬品の使用だけでなく、性別適合手術のような外科的治療も含まれると解される。

さらに、2023 年改正では、保健法 45 条の 1 に基づく医療的介入の禁止を前提として、身分法 70 条の文書提出要件が、以下のように変更された (連邦法 386-FZ 号 2 条)。

2011 年 11 月 21 日付連邦法第 323-FZ 号「ロシア連邦における国民の保健に関する連邦法」第 45 条の 1 第 2 項に基づき、医療分野における国家政策及び規範的・法的規制の策定・実施を担当する連邦行政機関の管轄下にある医療機関の医療委員会により発行された、特定の性別への性的特徴の適合に関する医学的判断が提出された場合。

この改正規定によれば、性別変更を理由とする身分事項登録の変更が認められるのは、保健法 45 条の 1 第 2 項に基づく書面がある場合、すなわち申請者が小児の先天異常や遺伝性疾患、内分泌疾患等の治療のために医療介入を受けた者である場合のみである。結果として、従前身分法 70 条に基づき認められていたトランスジェンダー当事者の身分事項登録の変更、つまり法律上の性別変更は認められないこととなった。

なお、2023 年の改正においては、改正法の施行までに「性的特徴の変更を目的とした外科的介入」を受け、医療委員会の医学的判断による確認を受けた者については改正法の適用対象外とされ、法律上の性別変更が可能となるとの経過措置規定が置かれている (連邦法 386-FZ 号 5 条 2 項)。ここでは、性別変更に関して、これまでの立法において必ずしも明言されていなかった「外科的介入」に言及されていることが注目に値する。

「性別変更禁止法」は、保健法と身分法だけではなく、家族法と国籍法の改正も含んでいる。特に、家族法の改正により、夫婦の一方の性別変更が婚姻無効事由となることや、性別変更が養子縁組における養親の欠格事由となることが定められたのは大きな変更である。

以上のように、2023 年の「性別変更禁止法」によって、ロシアではトランスジェンダー当事者の医学的な性別変更だけでなく法律上の性別変更も不可能となり、さらに性別変更を行った者が婚姻や養子縁組といった家族制度からも明文の規定により排除されることになった。

3-3. 性別変更禁止法の立法趣旨について

「性別変更禁止法」の制定趣旨・目的は何なのか。同法の制定にあたって、必ずしもその目的について立法者から具体性のある言及がなされているわけではない。また、当然ながら保健法や身分法といった個別法の立法目的をみても「性別変更禁止法」の趣旨が明らかになるわけではない。

ロシア連邦議会の下院にあたる国家会議の議長ヴァチェスラフ・ヴォロージンは、同院での「性別変更禁止法」の可決に際して、「ロシアは今日、合衆国やヨーロッパで起こっていることに反対し、家

族と伝統的価値観を守るためにあらゆる努力をしている唯一の国です」との見解を述べた³⁵。また、ヴォロージンは、「この決定は国民、子供たちを守るものです」との見解を述べ、国家会議の公式サイトは、「性別変更禁止法」の可決後の 2023 年 7 月 24 日のプレスリリースで、この発言を引用した³⁶。

上記のような立法者の見解や、「性別変更禁止法」の制定が「同性愛宣伝禁止法」の制定 (2013 年) とその改正 (2022 年) に続いてなされたものであることを踏まえれば、「性別変更禁止法」は、抽象的な意味では、第 2 節で言及したように、ロシア的な「家族」や「伝統的価値」の保護を通じた西欧的価値への対抗の一環としてなされた立法の一つであると位置づけることができるだろう。

4、ウクライナおよびベラルーシの状況

第 2 節で述べたとおり、ロシアの反トランスジェンダー的言説が西欧に対する相対的な立場を示すイデオロギーの現れなのであるとすれば、西欧とロシアの間に位置するウクライナやベラルーシは、トランスジェンダーに対してどのような立場をとっているのか。特に、ロシアの法制度はウクライナとベラルーシの法制度にどのように影響しているのか。

ウクライナとベラルーシは、ロシアと同じく基本的に旧ソ連時代の法体系を継受している。両国においても、トランスジェンダー当事者の性別変更については、医学的な意味での性別変更を経た身分事項登録の変更の問題として現れる。しかし、性別変更の具体的な手続はウクライナ、ベラルーシ、ロシアでかなり相違がある。また、性別変更の問題だけでなく、トランスジェンダーを含む LGBT に関する立法政策は、三国の間でそれぞれ異なっており、LGBT 当事者の置かれている状況にも法的な意味では差があるといえる。ここでは、ウクライナおよびベラルーシについて、LGBT に関する立法政策の状況を概観した後、具体的な性別変更の手続の流れを見ておきたい。そのうえで、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアの立法政策の相違について簡潔に比較する。

4-1. ウクライナ

ア LGBT をめぐる状況

ロシアによるクリミア併合に先立つ 2012 年頃のウクライナでは、LGBT に関する表現規制導入の動きが活発化し、実際に複数の法案がウクライナ最高会議に提出された。そのうちの一つであり、2011 年に国会議員イェウヘン・ツァリコウらが提出した法案 8711 号「(安全な情報空間に対する児童の権利の保護に関する) 諸法律の改正について」は、同性愛に関する情報の流通の規制を内容とし、ロシアの「同性愛宣伝禁止法」に類似したものだ³⁷。この法案は、2012 年に最高会議の第一読会を通過した。しかし、最高会議で法案が成立するためには 3 回の読会を通過することが必要であるところ、第一読会后、法案 8711 号が第二読会に付されることはなかった。2014 年には、この法案は最高会議の検討対象から外されたため、結果として廃案となった³⁸。

2013 年 11 月、ウクライナでは、EU との連合協定の署名をはじめとする対 EU 関係・対ロシア関係

³⁵ Euronews «Госдума окончательно приняла закон "о запрете смены пола"»[<https://ru.euronews.com/2023/07/14/russia-lgbtq-vote>] [2024 年 9 月 23 日閲覧]

³⁶ Государственная Дума«Государственная Дума запретила смену пола в России» [<http://duma.gov.ru/news/57524/>] [2024 年 9 月 23 日閲覧]

³⁷ Верховна Рада України «Проект Закону про внесення змін до деяких законодавчих актів (щодо захисту прав дітей на безпечний інформаційний простір)» [https://web.archive.org/web/20201025202926/http://w1.c1.rada.gov.ua/pls/zweb2/webproc4_1?pf3511=45128] [2024 年 9 月 23 日閲覧]

³⁸ Там же.

を巡る対立から、いわゆるマイダン革命が起こり、親露派とされたヤヌコーヴィチ政権が崩壊した。マイダン革命の直前、ヤヌコーヴィチ政権の首相ミコラ・アザロウが「同性婚の合法化、性的少数者の平等に関する法律の制定など、まだ多くの条件を満たさなければなりません」と語っていたように、LGBT の権利を保護する法律の制定は、EU との連合協定を締結するための重要な条件であると考えられていた³⁹。

このような議論状況のもとで、マイダン革命後の 2014 年 5 月、「(差別の予防及び対策に関する)ウクライナ諸法令の改正について法律」が制定された⁴⁰。この法律は、「ウクライナにおける差別の予防及び対策に関する基本法」や「女性及び男性の平等な権利並びに機会の確保に関する法律」などの個別法の条項を改正するものである。改正法は LGBT に直接言及しているわけではないものの、「性別」、「社会的立場」、「その他の特徴」による「差別」を禁止している。

イ ウクライナにおける性別変更法制

ウクライナの保健法⁴¹は、その 51 条「性別の変更 (修正)」において、医学生物学的及び社会心理学的適応に従って、性別の変更 (修正) が可能であること、性別の変更については診断書が発行され、同診断書に基づき法的地位の変更もなされることを規定する。これを受けて、保健省は 1996 年 3 月 15 日付け省令 (以下、「96 年省令」という) により、性別変更の審査手続を定めていた⁴²。96 年省令によれば、性別変更を希望する者は、性科学医を受診し、性科学的検査、心理的検査、内分泌学的検査を受け、少なくとも 1 年間、3 ヶ月に 1 回の診察を受ける。性科学医が「性転換症」と診断した場合、常設委員会に文書を送付する。常設委員会は、専門家から構成され、「性転換症」の診断、性別変更の適否、外科的矯正の可否を判断し、性別変更の許可決定を行う。患者は、常設委員会の判断を受けて外科的措置を受けた後、常設委員会から性別変更に関する診断書の発行を受ける。

性別変更手続は、2011 年の省令で改正されたが、内容としては概ね 96 年省令のシステムが踏襲された⁴³。特に、性別変更において外科的矯正が要件とされていることは同様であった。

しかし、保健省は 2016 年 10 月 5 日付け省令 (以下、「16 年省令」という) によって、2011 年省令における性別変更の定めを無効とした⁴⁴。16 年省令は、マイダン革命後の人権保障の拡充のために定められた 2015 年 11 月 23 日付け内閣府令「2020 年までの人権分野における国家戦略の実施に向けた行動計画の承認について⁴⁵」(以下、「行動計画」という) に基づくものである。

16 年省令によれば、医師は、患者が ICD-10 の「性転換症」に該当すると診断した場合、「性自認の変更 (修正) に関する診断書」を記入、発行することとなっている。ここでは、あくまでも「性転換症」の診断が要件となっており、ホルモン療法や外科的矯正などは問題となっていない。つまり、16 年省令以降は、それ以前に前提とされていた外科的矯正は性別変更を行うために必要ではなくなったと解される。

4-2. ベラルーシ

³⁹ BBC Азаров: чтобы ездить в ЕС без виз, надо узаконить однополые браки

[https://www.bbc.com/ukrainian/rolling_news_russian/2013/12/131214_ru_n_azarov_gay_marriages] [2024 年 9 月 23 日閲覧]

⁴⁰ Закон України «Про внесення змін до деяких законодавчих актів України щодо запобігання та протидії дискримінації»

⁴¹ Закон України «Основи законодавства України про охорону здоров'я»

⁴² Наказ Міністерства охорони здоров'я України від 15.03.96 N 57

⁴³ Наказ Міністерства охорони здоров'я України від 03.02.2011 N 60

⁴⁴ Наказ Міністерства охорони здоров'я України від 05.10.2016 № 1041

⁴⁵ Розпорядження Кабінету Міністрів України від 23.11.2015 № 1393

ア LGBT をめぐる状況

ベラルーシには、ロシアの「同性愛宣伝禁止法」のような法律は存在しない。また、現在のところ、直接的に LGBT の権利を制約する目的で制定されたと思われる他の法律も見当たらない。もっとも、2022 年のベラルーシ憲法改正では、LGBT に関係すると思われる条項の改正が行われた。すなわち、ベラルーシ憲法 32 条 1 項は、「婚姻、家族、母性、父性及び少年は、国家の保護のもとにある」と規定していたところ、2022 年改正によって、「女性及び男性の結合としての婚姻、家族、母性、父性及び少年は、国家の保護のもとにある」と変更された⁴⁶。改正後の憲法 32 条 1 項では、形式的解釈では男女間以外の結合を婚姻に含めるのが難しくなった。2022 年改正前の「婚姻」も男女の婚姻のみを前提にしていると解釈されていたが、それを明文化することで、同性婚などを保護の範囲から外すことを企図していると考えられる。

さらに、ベラルーシ文化省は、2024 年 3 月 19 日付けの決定 N24 号によって、性的な商品の販売や広告等に関して「ポルノグラフィ」の定義などを規定した「性的商品、性愛、暴力、残虐の要素を含む商品、性教育、性的養育に係る商品及び性的目的を有する商品の発売、複製、展示、貸借、販売、広告の手續に関する通達」を改正した⁴⁷。この文化省決定で改正された通達において、「同性愛、両性愛、複数性愛、小児性愛、動物性愛、性転換症」などの「非伝統的性関係」は、「ポルノグラフィ」に該当する。この通達が実務上どのように機能するかは現状では明確ではないが、ベラルーシにおけるトランスジェンダーを含めた LGBT に関する表現規制の嚆矢となる可能性は高い。

イ ベラルーシにおける性別変更法制

ベラルーシにおいては、性別変更を禁止する法律も今のところ存在せず、少なくとも実定法上は性別変更が認められている。1993 年に制定されたベラルーシ保健法は、その 19 条において、性別の変更及び修正は、「保健省所管の性同一性障害を有する者の医学的、心理学的、社会的リハビリテーションに係る部門間委員会の決定に基づいて、保健省が定めた手續に従って、国の医療機関で実施される」と定めている⁴⁸。そして、その「手續」は、2010 年 12 月 9 日付け保健省決定第 163 号によって規定されている⁴⁹。

上記保健省決定によれば、性別変更手續は以下のような流れで行われる。身分証明書上の性別の変更を希望する「患者」はまず、国の機関である「共和国立精神衛生臨床研究センター」において性科学医の診察を受ける。さらに、患者は心理検査や性科学的検査など各種検査を受ける。その後 1 年間に渡り、検査として最低 3 ヶ月に 1 回の性科学医による診察を受ける。これらの検査が終了した後、患者は検査結果とともに、性別変更に係る申請書を部門間委員会に提出する。部門間委員会は、厚生省、防衛省、総務省、法務省、文部省及び厚生省に所属する少なくとも 15 名の科学者や専門家から構成される。部門間委員会は、患者の申請に対し、「性転換症」の診断等を行い、性別変更の必要性の有無について判断し、必要と認める場合には性別変更を許可する旨の決定書を発行する。患者は、部門間委員会の決定がなされた後に、ホルモン治療や外科的治療といった医療行為を受けることになっている。性別変更を許可する旨の決定書には、同決定書は国民が身分事項変更の申請を行う際の基礎資料となる旨の記載もされている。

⁴⁶ КОНСТИТУЦИЯ РЕСПУБЛИКИ БЕЛАРУСЬ 1994 ГОДА (с изменениями и дополнениями, принятыми на республиканских референдумах 24 ноября 1996 г., 17 октября 2004 г. и 27 февраля 2022 г.)

⁴⁷ ПОСТАНОВЛЕНИЕ МИНИСТЕРСТВА КУЛЬТУРЫ РЕСПУБЛИКИ БЕЛАРУСЬ от 19 марта 2024 г. № 24

⁴⁸ ЗАКОН РЕСПУБЛИКИ БЕЛАРУСЬ от 18 июня 1993 г. № 2435-ХП

⁴⁹ ПОСТАНОВЛЕНИЕ МИНИСТЕРСТВА ЗДРАВООХРАНЕНИЯ РЕСПУБЛИКИ БЕЛАРУСЬ от 9 декабря 2010 г. № 163

以上のように、ベラルーシにおける性別変更手続においては、性別変更に向けた医療措置の実施のために部門間委員会の決定が必要となっている。また、部門間委員会の決定は、医療の実施のみならず、その先の登録機関における身分事項登録の変更の基礎にもなる。したがって、部門間委員会の権限は非常に広いものであるといえる。

5、むすび

5-1. ロシア、ウクライナ、ベラルーシの制度に関する考察

ここまで、第 2 節でロシアにおけるトランスジェンダーの排除が西欧という他者に対するイデオロギーとして展開されていることを確認した上で、第 3 節でロシアにおけるトランスジェンダーに関わる法、特に性別変更に関する法制度を概観し、第 4 節ではウクライナとベラルーシにおける LGBT をめぐる状況と性別変更法制について詳らかにした。ここでは、上記の検討を踏まえて、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの性別変更法制について、簡潔に総括し比較・検討する。

ロシアでは、1997 年身分法において性別変更を可能とする規定が存在し、その要件については 2017 年頃にかけて明確化され、実務上もトランスジェンダー当事者の性別変更が行われてきた。しかし、この流れの中にあつた 2013 年には、「同性愛宣伝禁止法」の制定により LGBT の権利が法律上制約されるようになった。ロシアによるウクライナ侵攻後の 2022 年には、「性別変更」が「同性愛宣伝禁止法」による規制対象となることが明文化され、2023 年には、「性別変更禁止法」が成立した。

一方、ウクライナでは、1996 年以来性別変更の要件として外科的介入が規定されていたことなど、むしろロシアより手続が厳格といえる部分があつた。また、2013 年のマイダン革命以前においては、ロシアと同様の LGBT に関する表現規制導入が議論されていた。しかし、マイダン革命後には、逆に LGBT を含む少数者の差別を禁止する法律を制定し、性別変更手続を簡略化するなどの動きがあつた。つまり、ウクライナはマイダン革命以前にはトランスジェンダーを含む LGBT の権利保障には消極的であり、ロシアと足並みを揃えている部分もあつたが、マイダン革命を契機として、トランスジェンダーを含む LGBT の権利擁護を強化する方向へと急速に舵を切り、ロシアとは正反対の方向に進み始めた。

ベラルーシでは、ロシアやウクライナと異なり、長らく LGBT に関する法律についての議論は活発ではなかつた。最近になって、行政立法により LGBT に関する表現規制が実質的に導入されつつあるともいえる状況だが、ロシアの同性愛宣伝禁止法のような議会制定法レベルでの全面的な表現規制は未だ導入されていない。また、性別適合手術の前段階での国家の介入という形をとりつつも、ロシアの「性別変更禁止法」のような性別適合手術の禁止は現在のところなされていない。

ベラルーシは、トランスジェンダーを含む LGBT に関して、ロシアとマイダン革命後のウクライナという二つの極の間に位置し、法的には中間的な態度を取っていると評価できよう。ただし、ベラルーシも LGBT に対する権利を制約する方向へ向かっていると考えられ、この点ではロシアの法制の影響を受けつつあると評価できる。

5-2. 課題

本稿の考察を通じて、ロシアでは政治的イシューと結びついた差別的な言説の流布、さらには抑圧

的な法制度によって、トランスジェンダー当事者の尊厳を脅かす現在の実情が明らかとなったであろう。それらのなかには、L/G/B といった同 (両) 性愛者と共通する社会課題もある一方で、トランスジェンダー固有の困難も存在する。

とくに深刻なのが、医療的支援と性別変更をめぐる課題であろう。ロシアでは、「性別変更禁止法」によってトランスの人々が性別適合手術やホルモン治療といった医療的措置を受けることが事実上不可能となり、当事者の健康への影響が懸念されている。さらに、法改正により性別変更そのものが禁じられたため、当事者が自認する性に一致する公的身分証明書を取得する手段が絶たれてしまい、日常生活に支障をきたす可能性がある。

また、トランスジェンダーに対する抑圧的な法制度の存在は、ロシアの国内的な問題にとどまるものではない。ロシアにおけるトランスジェンダーに関する立法政策が、周辺国の同様の政策にも影響を与えていることは、ウクライナやベラルーシとの比較においても明らかであるからだ。近年、トランスジェンダーを含めた性的マイノリティをめぐる情勢は急速に変化しており、以上のような課題を踏まえつつ、今後の動向を注視する必要があるだろう。

※ 本研究は JSPS 科研費 (23K12143) の研究成果の一部である。

(受理日 : 2025 年 1 月 7 日)

(やすの すなお・八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 専任講師)

(しばた けん・神奈川県弁護士会・弁護士)